

県立総合病院と小児保健医療センターの病院統合について

1 病院統合について

(1) 病院統合の趣旨

令和7年1月1日、総合病院と小児保健医療センターを病院統合し、一つの県立総合病院となることで、小児患者に対する医療の充実を図るとともに、医療資源を効果的・効率的に活用して診療機能と診療体制を充実・強化し、子どもから大人まで安心・信頼・満足の得られる高度専門医療の提供を推進する。

(2) 統合関連の主な取り組み

【医療機能の充実】

- ① 診療科・部門間の横断的な連携による専門的医療の向上
 - 病院統合後も重度障害児・者をはじめとする小児患者等に対して、移行期の医療の調整も含め、診療科・部門間の横断的な連携により包括的・専門的医療や福祉サービスを提供
- ② 効果的・効率的な人材の活用による小児医療機能の向上
 - 栄養サポートチームによる栄養障害のある入院患者等の栄養管理の充実
 - 薬剤師を病棟に配置することにより、きめ細やかな服薬指導等を実施
- ③ 予防接種センターの拡充
 - 子どもだけでなく、海外渡航者等の幅広い県民を対象とした予防接種に対応できるよう拡充

④ 専門医等の連携を強化し、対応可能な疾患を拡大

- 重度障害児等の成人後の診療についても、小児科医師と専門の診療科の医師との連携により、対応を強化
- 小児泌尿器科および小児循環器科の専門医の令和8年4月からの常勤化に向けた取組を推進

⑤ レスパイト需要への対応

- 障害者総合支援法に基づく医療型短期入所サービスの令和8年4月の開始に向けた制度設計、各種団体との調整を推進

【経営の健全化】

- こども棟における医療サービスの拡充による診療報酬の新たな加算の適用、DPC制度への移行による増収
(主なもの)
 - ・入退院支援加算1
 - ・患者サポート体制充実加算
 - ・病棟薬剤業務実施加算1
- 受療動向のデータの分析や診療報酬制度への対応の強化
- 事務部門職員の合理化

2 病院統合に伴う小児病棟の移転および小児新棟の整備について

(1) 施設内容の再検討に当たっての考え方

- 医療・福祉・教育の一体的整備や、診療機能の強化、療養環境の向上といった基本的な考え方は堅持。
- 患者・家族や医療関係者などとの意見交換を行いながら検討を進め、小児の難治・慢性疾患に対する専門医療の拠点にふさわしい施設として整備。

(2) スケジュール変更の理由

① 小児病棟の移転

医療サービスを途切れさせることなく改修工事を進めていくためには、一連の改修における工事順序や工事間隔の確実な調整が必要であるため。

② 小児新棟の整備

従来の計画における外来診療スペースに障害者歯科新設に必要な諸室を追加することに加えて、患者・家族等からの入院環境に関する要望などへの対応を踏まえて、外来や病棟の配置、患者動線への影響などを考慮した施設整備計画全体の見直しが必要であるため。

(3) 今後のスケジュール(見直し後)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
小児病棟の 移転		ICU・HCU病棟改修						
		手術室増室						
〔見直し前 令和8年1月 移転予定〕		小児病棟の移転に向けた 一般病棟の改修など	病棟 移転					
小児新棟の 整備		施設内容の再検討 ・基本計画の策定		基本設計 ・実施設計		建設工事		開棟 準備
〔見直し前 令和11年1月移 転予定〕								開棟